

松山市立子規記念博物館指定管理者候補者の選定結果について

1 対象施設

施設名称	所在地
松山市立子規記念博物館	愛媛県松山市道後公園1番30号

2 選定審議会委員

氏名	職名等
松井 忍	NPO法人 庚申庵倶楽部 理事長
青木 亮人	愛媛大学教育学部 准教授
石田 みか	石田税理士事務所 所長
白石 浩人	松山市教育委員会事務局 事務局長
岡田 真	松山市立子規記念博物館 所長

※青木亮人委員は、9月25日の審議会欠席

3 指定管理者候補選定の経過

項目	月日
募集の告示	令和元年7月17日(水)
募集要項等の配布期間	令和元年7月17日(水)から令和元年8月22日(木)
質問受付期間	令和元年7月17日(水)から令和元年8月25日(日)
説明会・現地見学	令和元年8月6日(火)
申込受付期間	令和元年7月29日(月)から令和元年8月30日(金)
選定審議会開催日	令和元年9月25日(水)

4 申込団体

申込順	団体の名称
1	株式会社 オクテック
2	株式会社 レスパスコーポレーション

5 審査・選定の経過

(1) 審査・選定方法等についての協議・決定

- ・「松山市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」の規定に基づき、選定審議会を設置し、選定の基準に基づいて審査を行いました。
- ・選考は、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション20分・質疑応答15分程度）により行いました。

(2) 選定審議会

日時：令和元年9月25日（水）13：30～16：00

場所：子規記念博物館 第一会議室

出席委員：松井委員、石田委員、白石委員、岡田委員（青木委員は、欠席）

議事内容

1. 会長の選出について
2. 議事（公募結果、選定基準等について）
3. 財務分析
4. 面接審査
5. 評価シートの回収及び集計
6. 審議委員による意見交換
7. 最終結果の発表

(3) 指定管理者候補者の決定

松山市では、選定審議会における選定方法や評価の内容が適切であることから、選定審議会の選定結果を尊重し、総合的に判断した結果、株式会社 レスパスコーポレーションを松山市立子規記念博物館指定管理者候補者として選定しました。

【選定審議会の評価点】

評価 順位	団体の名称	評価点 (800点満点)	提案額（単年度平均）
1	株式会社 レスパスコーポレーション	556点	131,888千円
2	株式会社 オクテック		

【審査の基準】

指定管理者の指定手続に関する選定の基準			
区 分	適用条項等	主 な 内 容	配分
Point1 市民の平等な利用 の確保	条例第4条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の管理運営を行う目的や理由等は適正なものとなっているか。 ・平等な利用の確保についての考え方は、市の方針と合致したものになっているか。 	10%
Point2 サービス水準の維持 や向上	条例第4条 第1号・第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のサービス向上にむけた取り組みが具体的に示されているか。 ・安心・安全に対する対応、緊急時の対応、利用者ニーズ把握・分析、クレーム対応が具体的に示されているか。 	20%
Point3 利用促進・収益性の 向上	条例第4条 第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者の増に向けて、独自のアイデアや対策が十分に盛り込まれた提案であるか。 ・実現可能な目標値が示されているか。 ・事業の活性化に向けて、学校や他団体と連携した魅力あるものになっているか。 ・適切なイベント企画が示されているか。 	20%
Point4 管理運営経費等の 縮減	条例第4条 第3号・第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営経費（応募価格）は上限額以内となっているか。 ・職員数等の内訳、勤務体制（平常時・繁忙期）等は適正なものか。また、職員の採用方針、指導育成方針、勤務条件等は適正か。 ・管理経費の削減に向けた具体的な取組が示されているか。 	20%
Point5 公共性・公益性	条例第4条 第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性に富み、市政への参加、地域社会への貢献がなされているか。（見込みを含む。） ・環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に特筆すべき取組がなされているか。 	10%
Point6 経営規模や能力	条例第4条 第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間内において、安定的な事業を継続できる財務体質を有しているか。（見込みを含む。） 	20%